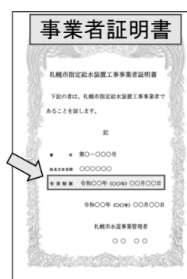


## 札幌市指定給水装置工事事業者 更新申請の手引き

### 1 指定の有効期限

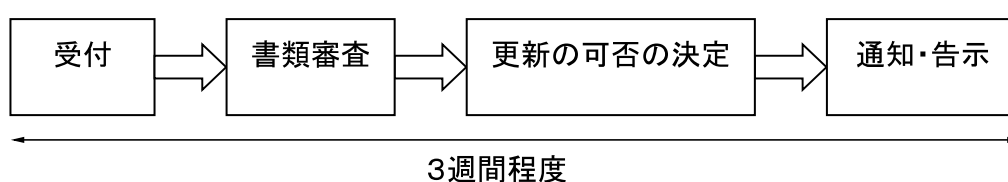
事業者証明書の「有効期限」欄をご確認ください。



### 2 更新の通知と告示

申請日からおおむね3週間程度で更新の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、指定の更新を行った旨を告示します。

＜受付から更新手続き完了まで＞



### 3 受付日時

平日、午前9時から11時30分まで、午後1時から2時30分まで  
(ただし、年末年始を除く。)

### 4 受付場所

札幌市水道局本局庁舎2階 給水装置課給水技術係  
(札幌市中央区大通東11丁目23番地 電話011-211-7055)

### 5 申請様式

水道局ホームページ【札幌市申請書・届け出ダウンロードサービス】からダウンロードしてください。

札幌市水道局ホーム > 事業者のみなさまへ > 指定給水装置工事事業者  
> 指定給水装置工事事業者の届出について  
> 指定の更新 提出書類【札幌市申請書・届け出ダウンロードサービス】

※様式のダウンロードができない場合は、窓口や郵送等にて対応しますので、給水装置課給水技術係(011-211-7055)までご連絡ください。

### 6 郵送で申請する場合

更新期限の1か月前までに発送してください。郵送の場合は、窓口での申請様式に加え、「指定更新の郵送等受付に伴う確認書」及び140円切手を貼付した返信用封筒(角形2号)が必要となります。

札幌市水道局ホーム > 事業者のみなさまへ > 指定給水装置工事事業者  
> 指定給水装置工事事業者の届出について  
> 指定の更新『指定の更新(郵送等受付)』  
> 指定の更新(郵送等受付) 提出書類【札幌市申請書・届け出ダウンロードサービス】

(裏面へ続く)

## 7 提出書類（水道法第25条の2、水道法施行規則第18条、19条）

下表に記載の様式及び添付書類を提出してください。

○指定の更新時の提出書類

●:必要 △:該当する場合 ▲:郵送する場合

法人	個人	No.	提出書類一覧	備考
●	●	1	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式）	押印不要
●	●	2	機械器具調書（様式）	写真等不要
●	●	3	誓約書（様式）	押印不要
●	●	4	給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写し	選任している主任技術者全員分を添付
●	-	5	定款又は寄付行為の写し	-
●	-	6	登記簿の謄本又は登記事項証明書の <b>原本</b> （履歴事項全部証明書）	申請日前1か月以内に発行されたもの
-	●	7	住民票の <b>原本</b>	申請日前1か月以内に発行されたもの
●	●	8	指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書（様式）	内容に応じて、No.8-1～No.8-4を添付（それぞれ該当しなければ添付不要）
△	△	8-1	冬の暮らしガイド掲載アンケートの写し	「No.8 事業運営に関する確認書」の業務内容がアンケート内容と変わらなく、記入を省略する場合
△	△	8-2	指定給水装置工事事業者の講習会の修了証の写し	受講している場合（修了証を発行していない講習会の場合は添付不要）
△	△	8-3	給水装置工事主任技術者の研修会の受講を証明する書類の写し （例）eラーニング試験実施履歴 研修修了日が記載された主任技術者証	受講している場合（修了証を発行していない研修会の場合は添付不要）
△	△	8-4	資格を証明する書類の写し （例）給水装置工事配管技能検定合格者証 配管科の課程修了証書	「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を実施する場合
▲	▲	9	指定更新の郵送等受付に伴う確認書（様式）	郵送申請する場合
▲	▲	10	返信用封筒 （角形2号封筒、140円切手貼付のもの）	郵送申請する場合

## 8 更新申請手数料（札幌市水道事業給水条例第34条、別表4）

8,000円

申請時に納付書を発行しますので、庁舎内又は納付書に記載の金融機関でお支払いください。（お支払い後の領収書の確認をもって受付完了とします。）

## 9 注意事項

- ・指定の有効期間内に更新の申請がなかった場合は、指定の失効となります。失効しましたら、給水装置工事をする事が出来ませんので、ご注意ください。
- ・役員の氏名等の指定事項や選任の主任技術者に変更があった場合は、変更後の内容を申請書に記載のうえ、別途、変更に必要な届出書を提出してください。